

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大隅森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 5 年 4 月	1 日
至	平成 3 0 年 3 月	3 1 日

(平成 2 7 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



# 第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(大隅森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 5 年 4 月	1 日
至	平成 3 0 年 3 月	3 1 日

(平成 2 7 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐の推進並びに特に保護を図るべき森林として新たな保護林を設定し、また、国有林野のその多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、新たに「遊々の森」の設定及びそれに伴う機能類型の変更を行うため、管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律第246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成25年3月策定、計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 ⑤ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「① 保護林」を上記理由により変更する。
- (4) 「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	1
② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	1
⑤ 水源涵 <sup>かん</sup> 養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵 <sup>かん</sup> 養タイプに関する事項	1
（4）主要事業の実施に関する事項	2
① 伐採総量	2
② 更新総量	2
③ 保育総量	2
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	3
（3）特に保護を図るべき森林に関する事項	3
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	3
（3）その他必要な事項	3





1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊 防備エリア	うち、気象害防備 エリア
面 積	<u>15,237</u>	<u>15,190</u>	47

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	<u>3,693</u>	<u>2,397</u>

⑤ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	<u>29,220</u>

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本計画	212,500	897,000 (10,415)	1,109,500
前計画	145,000	582,000 (6,298)	727,000

注：( ) は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本計画	482	44	526
前計画	170	21	191

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本計画	829	146	387	—	15
前計画	1,057	246	500	—	—

- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項  
 (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項  
 ① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	1,045
森林生物遺伝資源保存林	1	1,176
林木遺伝資源保存林	2	120
植物群落保護林	<u>2</u>	<u>55</u>
総 数	<u>6</u>	<u>2,397</u>

注：総数と内訳の合計が一致しないものは、四捨五入によるものである。

- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項  
 (3) その他必要な事項

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
<u>遊々の森</u>	<u>4.30</u>	<u>153か</u>



# 第4次国有林野施業実施計画書

(大隅森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成25年4月	1日
至	平成30年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること並びに新たな保護林の設定、「遊々の森」の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成25年3月策定、計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積、(4) 伐採総量、(5) 更新総量、(6) 保育総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。
- (3) 「8 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を上記理由により変更する。





## 目 次

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	5
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
	(1) 保護林の名称及び区域	5
8	その他必要な事項	7
	(2) フィールドの提供	7



2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,720.01	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	12,885.41	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	4,566.65	同上	80～120
	アカマツ長伐期	3.55	同上	80
	ケヤキ長伐期	4.63	同上	150
	その他人工林	76.00	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,697.48	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	231.57	伐採箇所の縮小、分散化による 複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林	0.56	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐を行う	60上
	天然林長伐期	991.73	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	3,929.00	伐採箇所の縮小、分散化による 択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	548.98	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—			
合計	28,655.57			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	265
スギ長伐期	644
ヒノキ長伐期	190
その他人工林	6
保護樹帯	141
スギ・ヒノキ複層林	23
天然林長伐期	49
天然林広葉樹	561
しいたけ原木	182

## (4) 伐採総量

(単位：m3、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	1,898	<u>189,181</u> (2,294)	<u>191,079</u>				
自然維持タイプ	—	— (—)	—				
森林空間利用タイプ	—	— (—)	—				
快適環境形成タイプ	—	811 (11)	811				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	<u>168,859</u>	<u>5,098</u>	<u>173,957</u>			
	スギ長伐期	3,412	<u>491,544</u>	<u>494,956</u>			
	ヒノキ長伐期	—	<u>202,714</u>	<u>202,714</u>			
	スギ・ヒノキ複層林	26,822	—	26,822			
	天然林広葉樹	327	—	327			
	計	<u>199,420</u>	<u>699,356</u> (8,110)	<u>898,776</u>			
合 計	<u>201,318</u>	<u>889,348</u> (10,415)	<u>1,090,666</u>	<u>18,834</u>	<u>1,109,500</u>	—	<u>1,109,500</u>
年 平 均	<u>40,581</u>	<u>192,150</u> (2,248)	<u>232,731</u>	<u>3,769</u>	<u>236,500</u>	—	<u>236,500</u>

注1：( )は、間伐面積である。

2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
鹿屋市	17,060	<u>131,255</u>	<u>148,315</u>				
垂水市	1,166	<u>80,594</u>	<u>81,760</u>				
曾於市	<u>5,372</u>	<u>82,005</u>	<u>87,377</u>				
志布志市	<u>75,201</u>	<u>104,745</u>	<u>179,946</u>				
錦江町	57,814	<u>123,598</u>	<u>181,412</u>				
南大隅町	11,092	<u>75,566</u>	<u>86,658</u>				
肝付町	33,613	<u>291,585</u>	<u>325,198</u>				

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	18.01	—	—	—	<u>293.47</u>	<u>311.48</u>
	複層林 造 成	5.80	—	—	—	154.56	160.36
	計	23.81	—	—	—	<u>448.03</u>	<u>471.84</u>
天然 更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	13.84	—	—	—	30.28	44.12
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	13.84	—	—	—	30.28	44.12
合 計		37.65	—	—	—	<u>478.31</u>	<u>515.96</u>

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	83.15	—	—	—	746.14	829.29
	つる切	5.52	—	—	—	140.47	145.99
	除 伐	4.55	—	—	—	382.25	386.80
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	14.96	14.96
	計	93.22	—	—	—	1,283.82	1,377.04

## 5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

## (1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
森林生態系保護地域	稲尾岳周辺	既設	1,045.48 内訳 保存地区 456.91 保全利用地区 588.57	1085ほ、1086な、1087ぬ、 1088め、1089つ、ね、 3051と、3052ほ、3053つ、 3054か～た、3055わ、わ2、 か～よ、3120に、ほ、 3121の～く、3122ろ～へ、 3123な  1085に、に1、ち、1086わ、 ね、ね1、1087へ～り、 1088そ、ふ～ゆ、 1089か～そ、ね1、3050は、 に2、3051ほ、へ、と1、 ち～る、3052は～に、へ、 ～2、3053ぬ～そ、ね、 3054わ1、わ2、か1、か2、 た1、れ、3055る、わ1、 わ3、か2～か5、た、ロ、 3056り、り1、る、3115り、 ぬ1、お、3117こ、き～め、 3119い～い3、う、こ、え、 3120い～は4、に1、へ～ ち、3121う、の1、く2、 3122い、ろ1、ほ1、ほ2、 へ1、3123ぬ、よ～そ、ら	日本を代表する原生的な暖温帯性常緑広葉樹林（照葉樹林）で、原生的な照葉樹林の生態的特性を確保するため設定した。

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生物遺伝資源保存林	高隈山	既設	1,176.31	116ほ、へ、ぬ、117か、か2、よ～れ、118と～り、ぬ1、119へ、と、120は～に、121は、に、124と、ち、126に2、ほ4～と、ち2～ぬ、127と1、ち3～り、128へ5～ち、129ほ6～と、135と、と1、136に、へ、137ぬ11～わ、138か～そ、139へ、ぬ、ロ、146ぬ、ぬ1、ロ、147わ、わ1、ロ、148わ、わ1、ロ～ニ、149わ、155ろ、に、156に～へ、158い、159い～よ、イ、160い～へ、161へ6～へ8、ち、162り3、る～わ、169ち1～ぬ、る1	当地域は、1,000m以上の山が連座し、尾根部には九州最南端のミズナラ、ブナ群落等の冷温帯落葉広葉樹が見られ、温帯性動植物の南限のものが多い。特に、日本の植生の中でブナの南限地として知られ、尾根部の落葉広葉樹の中に、ブナ群落、ミズナラ群落がある。これら、高齢級天然林内の温帯性昆虫類等の森林動物相の生息環境を保存するなど、生物遺伝資源を自然生態系内に広範に保存するために設定した。
林木遺伝資源保存林	神野	既設	50.88	19は4～ほ	イスノキの遺伝資源の保存
	山添	既設	69.11	1081ふ1、こ	イスノキ、タブノキ、マテバシイ、スタジイの遺伝資源の保存
植物群落保護林	洞河原	新設	20.82	3116に、ほ、か、の1、お	へツカラン、ナゴラン、オオタニワタリ等の南方系の着生植物が多く生育する、自然性の高いムサシアブミ、タブノキ群集を保護するために設定した。
	高野	新設	33.92	42ち、ち1、り2、ぬ1	スタジイ、タブノキ、イスノキ等の巨木が生育する自然性の高いイスノキーウラジロガシ群集が成立し、群集内には九州南部を北限とする南方系の種も生育しており、自然性の高い希少な植物群落である



8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
<u>153か</u>	<u>遊々の森</u>	<u>平成26年3月20日協定</u> <u>鹿屋市教育委員会</u>

